

福岡医発第76号（地）
令和2年4月6日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より、日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）および特化則について、別添1のとおり所要の改正を行うこととしたものです。

なお、これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとされており、別添2のとおり都道府県労働局長宛てに指示をされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

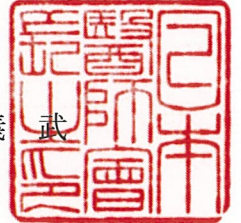
小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 島田昇二郎

日医発第13号（健Ⅰ2）
令和2年4月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）および特化則について、別添1のとおり所要の改正を行うこととしたものです。

これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとしており、別添2のとおり都道府県労働局長宛てに指示をしております。

つきましては、これらの改正内容の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基発 0304 第 4 号
令和 2 年 3 月 4 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等が制定されてから 40 年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特化則について、別添 1 のとおり所要の改正を行うこととしたものです。

これらにつきましては、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしており、別添 2 のとおり都道府県労働局長宛て指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○厚生労働省令第二十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十六条第二項、第六十六条の三、第六十七条第四項及び第一百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(4 頁)

離職前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴

	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、皮膚粘膜刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛、その他（ ）
皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
尿中の潜血検査	
尿沈渣検鏡の検査	
尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	
ぼう とう 鏡 検 査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査	

第一條 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
(労働安全衛生規則の一部改正)
様式第三号及び様式第六号中「~~第33条第1項第2号~~」を「~~第33条第1項第2号~~」に改正する。
様式第八号(1)(四頁)及び(五頁以降の頁(最後の頁を除く。))を次のように改める。

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

健康診断	年月日	年 月 日	年 月 日
	項目	年 月 日	年 月 日
	既往歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()
	尿中の潜血検査		
	尿沈渣 ^さ 検鏡の検査		
	尿沈渣 ^さ のパパニコラ法による細胞診の検査		
	判定	異常あり、なし 再検査、不要 追加健診要、不要 ()	異常あり、なし 再検査、不要 追加健診要、不要 ()
医療機関名及び医師名			
追加健康診断	年月日	年 月 日	年 月 日
	項目	年 月 日	年 月 日
	ぼうこう膀胱鏡検査		
	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査		
	判定	異常あり、なし 再検査、不要 療養要、不要 ()	異常あり、なし 再検査、不要 療養要、不要 ()
医療機関名及び医師名			

様式第 9 号 (第57条関係) (1)

健康 管理 手 帳 に よ る 健 康 診 断 実 施 報 告 書 (ベンジジン等)			
健康管理手帳番号			
氏名及び住所 生 年 月 日		年 月 日生 (満 才)	男・女
健康診断の結果		異 常 あり、なし 再 検 要、不要 追加健診 要、不要 療 養 要、不要	
[]			
既往歴		なし 血尿、頻尿、排尿痛 その他 ()	
自覚症状及び他覚症状		なし 血尿、頻尿、排尿痛 その他 ()	
尿 中 の 潜 血 検 査		尿沈渣検査の検査 尿沈渣のバビニコラ法による細胞診の検査 膀胱鏡検査 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査 年 月 日 医療機関名 所 在 地 医 師 名 労働局長 殿 印	

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第二条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(健康診断)			(健康診断)		
第二十九条 (略)			第二十九条 (略)		
2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。			2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。		
一 (略)			一 (略)		
二 作業条件の簡易な調査			(新設)		
三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査			二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査		
四 (略)			三 (略)		
(削る)			四 尿中の蛋白の有無の検査		
3・4 (略)			3・4 (略)		
5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。			5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。		
一 三 (略)			一 三 (略)		
四 腎機能検査			四 腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。)		
五 神経学的検査			五 神経内科学的検査		

様式第 3 号 (第 30 条関係) (表面)

有機溶剤等健康診断個人票

様式第 3 号 (表面) を次のように改める。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女		
有 機 溶 剤 業 務 の 経 歴					
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳
1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別					
健 診 対 象 有 機 溶 剤 の 名 称					
有 機 溶 剤 業 務 名					
作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 の 結 果					
有 機 溶 剤 に よ る 既 往 歴					
自 覚 症 状					
他 覚 症 状					
代 謝 物 の 検 査	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)				
	赤 血 球 数 (万/mm ³)				
	G O T (IU/l)				
肝機能 検 査	G P T (IU/l)				
	γ - G T P (IU/l)				
眼 底 検 査					
医師が必要と認める者に行う検査					
作 業 条 件 の 調 査 の 結 果					
貧 血 検 査					
肝 機 能 検 査					
腎 機 能 検 査					
神 経 学 的 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名 ㊞					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名 ㊞					
備 考					

様式第三号の二(裏面)備考中11を削り、12を11とし、13から16までを一ずつ繰り上げる。

(鉛中毒予防規則の一部改正)

第三条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(健康診断) 第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月(令別表第四第十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年)以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。 一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 四 六 (略) 2 前項の健康診断(六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。 3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 (略) 四 神経学的検査	(健康診断) 第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月(令別表第四第十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年)以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。 一 (略) (新設) 二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 三 五 (略) 2 前項の健康診断(六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において同項第四号及び第五号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。 3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 (略) 四 神経内科学的検査

様式第 2 号 (第 54 条関係)

鉛 健 康 診 断 個 人 票

様式第二号を次のように改める。

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日	
		性 別	男 ・ 女			
鉛 業 務 の 経 歴						
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	
1. 雇入れ 3. 定期の別	2. 配置替え					
鉛 業 務 名						
作業条件の簡易な調査の結果						
鉛 に よ る 既 往 歴						
自 覚 症 状						
他 覚 症 状						
血液中の鉛の量 ($\mu\text{g}/100\text{ml}$)						
尿中のデルタアミノレブリン酸の量 (mg/l)						
医師が必要と認める者に行う検査						
作業条件の調査の結果						
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 ($\text{万}/\text{mm}^3$)					
赤血球中のプロトポルフィリンの量 ()						
神 経 学 的 検 査						
そ の 他 の 検 査						
医 師 の 診 断						
健康診断を実施した医師の氏名 ㊞						
医 師 の 意 見						
意見を述べた医師の氏名 ㊞						
備 考						

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「鉛業務名」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第4の鉛業務の種類を号数で記入すること。
- 3 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状 2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状 3. 関節痛 4. 筋肉痛 5. 蒼白 6. 易疲労感 7. 倦怠感 8. 睡眠障害 9. 焦燥感 10. その他
- 4 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査について、鉛中毒予防規則第53条第2項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「血液中の鉛の量」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」の欄に「*」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 5 「赤血球中のプロトポルフィリンの量」の欄の（ ）内には、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 全血」、
「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 赤血球」等の単位を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)
第四条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後

(健康診断)

第二十二条 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 業務の経歴の調査
二 作業条件の簡易な調査

三 四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査

四 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査又は他覚症状の有無の検査

(削る)

(削る)

五 血液中の鉛の量の検査

六 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

2 前項の健康診断(六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

3 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 作業条件の調査
二 貧血検査

三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査

四 神経学的検査

(診断)

第二十五条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

- 一 三 (略)

四 四アルキル鉛等業務に従事した労働者で、第二十二条第一項第四号に掲げる症状が認められ、又は当該症状を訴えたもの

2 (略)

改 正 前

(健康診断)

第二十二条 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後三月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- (新設)
(新設)
(新設)

一 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(傍線部分は改正部分)

様式第2号 (第23条関係)

四 アルキル鉛健康診断個人票

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女		
四 アルキル鉛等業務の経歴					
健 診	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年	齢	歳	歳	歳	歳
1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別					
四 アルキル鉛等業務名					
作業条件の簡易な調査の結果					
四 アルキル鉛による既往歴					
自 覚 症 状					
他 覚 症 状					
血液中の鉛の量 ($\mu\text{g}/100\text{ml}$)					
尿中のデルタアミノレブリン酸の量 (mg/l)					
医師が必要と認める者に行う検査					
作 業 条 件 の 調 査 の 結 果					
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)				
	赤血球数 ($\text{万}/\text{mm}^3$)				
赤血球中のプロトポルフィリンの量 ()					
神 経 学 的 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名 ㊞					
医 師 の 意 見					
意見述べた医師の氏名 ㊞					
備 考					

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「四アルキル鉛等業務名」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第5の四アルキル鉛等業務の種類を号数で記入すること。
- 3 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1. いらいら 2. 不眠 3. 悪夢 4. 食欲不振 5. 顔面蒼白 6. 倦怠感 7. 盗汗
 8. 頭痛 9. 振顫 10. 四肢の腱反射亢進 11. 悪心 12. 嘔吐 13. 腹痛 14. 不安
 15. 興奮 16. 記憶障害 17. その他
- 4 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査について、四アルキル鉛中毒予防規則第22条第2項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「血液中の鉛の量」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」の欄に「＊」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 5 「赤血球中のプロトポルフィリンの量」の欄の () 内には、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 全血」、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 赤血球」等の単位を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

様式第3号(第24条関係)(表面)

四アルキル鉛健康診断結果報告書

標準字体

80304

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

ページ 総ページ

□ / □

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	在籍労働者数	人
事業場の名称	事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号() 電話()		

対象年	7:平成 9:令和 →	元号 □□ 年 (月~月分)(報告回数)	健診年月日	7:平成 9:令和 →	元号 □□ 年 月 日
健康診断実施機関の名称					
健康診断実施機関の所在地				受診労働者数	□□□□人
四アルキル鉛等業務名	四アルキル鉛等業務コード □□ □□ □□			具体的業務内容 ()	従事労働者数 □□□□人
他覚所見	実施者数 □□□□人	有所見者数 □□□□人	作業条件の調査人数	□□□□人	
貧血検査	□□□□人	□□□□人	所見のあつた者の人数 (他覚所見のみを除く。)	□□□□人	
神経学的検査	□□□□人	□□□□人	医師の指示人数	□□□□人	
血液中の鉛の量		尿中のデルタアミノレブリン酸の量		赤血球中のプロトポルフィリンの量	
実施者数	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	
分布	1	□□□□人	□□□□人	□□□□人	
	2	□□□□人	□□□□人	□□□□人	
	3	□□□□人	□□□□人	□□□□人	

産業医	氏名 所属医療機関の 名称及び所在地	印
-----	--------------------------	---

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

印

受付印

様式第3号（第24条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「四アルキル鉛等業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚日以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「分布」の欄中「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表2を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。
- 12 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 13 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。
- 14 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表1

コード	四アルキル鉛等業務の内容
01	四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）
02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）
03	コード01又は02に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務（コード04に掲げる業務に該当するものを除く。）
04	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
05	四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。）を取り扱う業務
06	四アルキル鉛が入っているドラム缶その他の容器を取り扱う業務
07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
08	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（コード02又は04に掲げる業務に該当するものを除く。）

別表2

検 査 内 容	単 位	分 布			
		1	2	3	
血液中の鉛の量	μg/100ml	20以下	20超	40以下	40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg/l	5以下	5超	10以下	10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	μg/100ml赤血球	100以下	100超	250以下	250超

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)
 第五条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後

別表第三(第三十九条関係)

業 務	期 間	項 目
(一) ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(二) (略)		一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三、五 (略)

改 正 前

別表第三(第三十九条関係)

業 務	期 間	項 目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジン及びその塩 四 アルファーナフチルアミン及びその塩 五 オルトトリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 バラージメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (新設) 三 (略) (新設) 四 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパバニコラ法による細胞診)の検査 (新設)
(二) (略)		一 業務の経歴の調査 (新設) 二、四 (略)

(傍線部分は改正部分)

(四)	(三)
ジクロルベンジン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
六月	六月
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジクロルベンジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査

(新設)	(新設)

(七)	(六)	(五)
オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(略)	アルファーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
六月 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 オルトトリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三、五 (略) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	六月 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 アルファーナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
(新設)	(三)	(新設)
	(略)	一 (略) (新設) 二、四 (略) 五 尿中のウロビリノーゲンの検査

(十)	(九)	(八)
(略)	(略)	ジアニジン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
(略)	(略)	六月
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三、六 (略)	五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣^{せき}検鏡の検査又は尿沈渣^{せき}のパパニコラ法による細胞診の検査 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジアニジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣^{せき}検鏡の検査又は尿沈渣^{せき}のパパニコラ法による細胞診の検査
(五)	(四)	(新設)
(略)	(略)	
(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査 (新設) 二 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二、五 (略)	

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 五（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 七（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 五（略）	一（略） 二 作業条件の簡易な調査 三 四（略）	一（略） 二 作業条件の簡易な調査 三 五（略）	一（略） 二 作業条件の簡易な調査 三 五（略）	四 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ節の肥大等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五・六（略）

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査 二 四（略）	（新設） 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五（略）	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 七（略）	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 七（略）	一（略） （新設） 二 四（略）	一（略） （新設） 二 三（略）	一（略） （新設） 二 四（略）	三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ節の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 四・五（略）

(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・七 (略)	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・四 (略)	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 尿中の潜血検査 五 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査 六 (削る)	一 作業条件の簡易な調査 二 (略) 三・四 (略)	一 作業条件の簡易な調査 二 カドミウム又はその化合物によるせき、たん、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 (略) 四 血液中的カドミウムの量の測定 五 尿中のベータ2-ミクログロブリンの量の測定

(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設) 二・六 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二・三 (略)	一 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (新設) 二 (略) 三 尿沈渣検査（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパバニコラ法による細胞診）の検査 四 尿中のウロビリノーゲンの検査	一 (新設) 二・三 (略) 四 尿中のウロビリノーゲンの検査	一 (新設) 二 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 三 (略) 四 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査

(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)
(略)	クロロホルム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一・二 (略) 三 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 六 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)

(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)
(略)	(略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四・ジオキサン 四 一・二・ジクロロエタン 五 一・一・二・二・テトラクロロエタン 六 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査 二 五 (略)	(新設) 一 (略) 二 五 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 四 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 六 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 六 (略)

(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)
(略)	(略)	(略)	(略)	四塩化炭素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務
二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・四 (略)	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・六 (略)	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・五 (略)	一・四 (略) (略)	六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四塩化炭素による頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等、他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等、他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミンオキサロアセチクタン、スアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクタン、スアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査

(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	
二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二・五 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・五 (略)	一・四 (略) 五 尿中のウロビリノーゲンの検査	

(三十九)	(三十八) (三十五)	(三十四)	(三十三)
(略)	(略)	一・二・ジクロロエタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一・四・ジオキサン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三・四 (略)		一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・二・ジクロロエタンによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミクオキサロアセチククトランアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビククトランアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・四・ジオキサンによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清グルタミクオキサロアセチククトランアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビククトランアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査

(三十一)	(三十) (二十七)	(新設)	(新設)
(略)	(略)		
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)			

(四十)	(略)	一 作業条件の簡易な調査 二 五 (略)
(四十一)	(略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)
(四十二)	(略)	一・二 (略) 三 スチレンによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定 六 白血球数及び白血球分画の検査 七 血清グルタミツクオキサロアセチツクトラン スアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピ ルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血 清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ (γ -GTP) の検査
(四十三)	一・一・二・二一テ トラクロロエタン (これをその重量の 一パーセントを超え て含有する製剤その 他の物を含む) を製 造し、又は取り扱う 業務 六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・一・二・二一テトラクロロエタンによる 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激 症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自 覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺 激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は 自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトラン スアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピ ルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血 清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ (γ -GTP) の検査

(三十二) (略)	(三十三) (略)	(三十四) (略)	(新設)
一 (略) (新設) 二、四 (略)	一 (略) (新設) 二、四 (略)	一・二 (略) 三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定 (新設) (新設) (新設)	

(四十五)	(四十四)
トリクロロエチレン (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	テトラクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
六月	(略)
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランススベプチダーゼ (γ-GTP) の検査 八 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	一・二 (略) 三 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 (略) 八 尿中の潜血検査
(新設)	(三十五)
	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 テトラクロロエチレン 二 トリクロロエチレン 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 (略) 一・二 (略) 三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (新設) 五 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 六 (略) (新設)

(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	パラジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 四 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略) 六 赤血球数等の赤血球系の血液検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 パラジメチルアミノアゾベンゼンによるせき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 (略)

(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 (略) (新設) 二 四 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 三 (略)	一 (略) (新設) 二 四 (略) 五 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査	(略)

(五十七)	(五十六)	(五十五)	(五十四)	(五十三)	(五十二)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
七 三 二 一 作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 尿中の糖の有無の検査	六 五 三 二 一 赤 血 球 数 等 の 赤 血 球 系 の 血 液 検 査 (略)	二 一 業 務 の 経 歴 の 調 査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 三 六 (略)	二 一 業 務 の 経 歴 の 調 査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 三 五 (略)	二 一 業 務 の 経 歴 の 調 査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 三 七 (略)	一 二 作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 (略) 三 四 (略)	六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査

(四十六)	(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(四十一)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
六 二 一 尿 中 の 糖 の 有 無 及 び ウ ロ ビ リ ノ ー ゲ ン の 検 査 (新設)	五 四 二 一 全 血 比 重 、 赤 血 球 数 等 の 赤 血 球 系 の 血 液 検 査 (略)	二 一 業 務 の 経 歴 の 調 査 (新設) 二 五 (略)	五 二 一 尿 中 の ウ ロ ビ リ ノ ー ゲ ン の 検 査 (新設)	二 一 業 務 の 経 歴 の 調 査 (略) 二 作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 (略) 三 七 (略)	四 二 一 尿 中 の ウ ロ ビ リ ノ ー ゲ ン の 検 査 (新設) 二 三 (略)	

(五十八)	(五十九)	(六十)	(六十一)	(六十二)	(六十三)	(六十四)
マゼンタ（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略)	一・二 (略) 三 メチルイソプロピルチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソプロピルチルケトンの量の測定	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略)	(略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三・五 (略) 六 尿中の蛋白の有無の検査

(新設)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)	(五十二)
(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一 (新設) 二・四 (略)	一・二 (略) 三 メチルイソプロピルチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査	一 (新設) 二・四 (略)	(略)	一 (新設) 二・三 (略)	一 (新設) 二・四 (略) 五 尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査

別表第四(第三十九条関係)	業 務	項 目
(六十六)	(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) 二 ジクロロベンジン及びその塩	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
(六十五)	四一アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務	(略)
六月		
一	業務の経歴の調査	一 (略)
二	作業条件の簡易な調査	二 作業条件の簡易な調査
三	四一ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	三 四一アミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
四	頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	四 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
五	尿中の潜血検査	五 尿中の潜血検査
六	医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

別表第四(第三十九条関係)	業 務	項 目
(新設)	(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) 二 ベーターナフチルアミン及びその塩	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂造影検査
(五十三)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四一アミノジフェニル及びその塩 二 四一ニトロジフェニル及びその塩 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)
(新設)		
一	(新設)	一 (略)
二	血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
三	血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
四	(新設)	四 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査

(二)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)
(三)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベーターナフチルアミン及びその塩 二 アルファアーナフチルアミン及びその塩 三 オルトトリロイジン	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
(削る) 三 オルトトリロイジン及びその塩 四 ジアニシジン及びその塩 五 オーラミン 六 (略) 七 マゼンタ 八 (略)		

(二)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
(三)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ジクロルベンジン及びその塩 二 オルトトリロイジン及びその塩 三 ジアニシジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査
(新設) 三 アルファアーナフチルアミン及びその塩 (新設) (新設) 四 (略) 五 (略)		

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	四 前三号に掲げる物をその重量の一百パーセントを超えて含有する製剤その他の物
二・三 (略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一、四 (略) 五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経学的検査 六 神経学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	二 (略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	二 (略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)		一 (略) 二 末梢神経に関する神経学的検査	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ節の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二、四 (略)	一 (略) 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
二・三 (略) 一 作業条件の調査	一、四 (略) 五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査 一 作業条件の調査	二 (略) 一 作業条件の調査	二 (略) 一 作業条件の調査		一 (略) 二 末梢神経に関する神経医学的検査	二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	一 作業条件の調査 二、四 (略)	一 (略) 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	

(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)
(略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、ジアノグリーニン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経学的検査	(略)	(略)	(略) 一 (略) 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	(略) 一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルファーミクログロブリンの量若しくはN-アセチルグルコサミニターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査 (削る)

(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
(略) 一 作業条件の調査 二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、ジアノグリーニン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査	(略)	オーラミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	オルトトリルイジン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	(略) 一 (略) 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	(略) 一 (略) 二 尿中のカドミウムの量の測定 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 四 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)
(略)	(略)	(略)	(略)	三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 二 一の四 ジオキサン 一 (略) 次の物を製造し、又は取り扱う業務	(略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略)
一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略)		一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二・三 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略)	二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチククトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビククトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査を除く。又は腎機能検査	

(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)	十九
(略)	(略)	(略)	(略)	十 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物 九 メチルイソブチルケトン 八 トリクロロエチレン 七 テトラクロロエチレン 六 一・一・二・二・テトラクロロエタン 五 スチレン 四 一・二・ジクロロエタン 三 一・四・ジオキサン 二 四塩化炭素 一 (略) 次の物を製造し、又は取り扱う業務	(略) 一 作業条件の調査 二 (略)
一 作業条件の調査 二 (略)		一 作業条件の調査 二・三 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)	二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。)	

(二十三)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)
(二十四)	(略)	一 作業条件の調査
(二十五)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 四塩化炭素 二 一・二・ジクロロエタン 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマグルタミルトランススベプチダーゼ（ γ -GTP）の検査を除く。）又は腎機能検査
(二十六)	(略)	
(二十七)	(略)	
(二十八)	(略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
(二十九)	(略)	
(三十)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)
(三十一)	(略)	
(三十二)	(略)	一 (略) 二 神経学的検査 三 (略)

(二十五)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
(二十六)	(略)	
(新設)		
(二十七)	(略)	
(二十八)	(略)	
(二十九)	(略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19-9等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
(三十)	(略)	
(三十一)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
(三十二)	(略)	
(三十三)	(略)	一 (略) 二 神経医学的検査 三 (略)

(三十六) トリクロロエチレン (これをその重量の 一パーセントを超え て含有する製剤その 他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う 業務	(三十五) テトラクロロエチレ ン(これをその重量 の一パーセントを超 えて含有する製剤そ の他の物を含む。)を 製造し、又は取り扱 う業務	(三十四) 一・一・二・二・テ トラクロロエタン (これをその重量の 一パーセントを超え て含有する製剤その 他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う 業務	(三十三) スチレン(これをそ の重量の一パーセン トを超えて含有する 製剤その他の物を含 む。)を製造し、又は 取り扱う業務
一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画 の検査、血液像その他の血液に関する精密検査、CA19- 9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝 機能検査(血清グルタミクオキサロアセチクトラン スアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビク トランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタ ミルトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタ ミルトランスアミナーゼ(GPT)の検査を除く)、腎機能検査、特殊なエックス線撮影による検査又は 核磁気共鳴画像診断装置による画像検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査、尿沈 渣のババニコラ法による細胞診の検査、膀胱鏡検査、腹 部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神 経学的検査、肝機能検査(血清グルタミクオキサロア セチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミ クピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清 ガンマーグルタミルトランスアミナーゼ(GPT)の 検査を除く)又は腎機能検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画 の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検 査又は肝機能検査(血清グルタミクオキサロアセチツ クトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピ ルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマー グルタミルトランスアミナーゼ(GPT)の検査 を除く)	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関 する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色 覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査(血 清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミクピルビクトランスアミ ナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトラン スアミナーゼ(GPT)の検査を除く)、特殊なエ ックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置に よる画像検査
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(三十七)	(略)	
(三十八)	(略)	
(三十九)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)
(四十)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二・四 (略)
(四十一)	(略)	一・二 (略) (削る)
(四十二)	(略)	三・四 (略) 一 (略) 二 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) 五 神経学的検査 六 (略)
(四十三)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)
(四十四)	(略)	一・二 (略) 三 赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗素 ^{フッ素} の量の測定又は血液中的酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定
(四十五)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)

(三十四)	(略)	一 作業条件の調査
(三十五)	(略)	二 (略)
(三十六)	(略)	一 作業条件の調査
(三十七)	(略)	二 (略)
(三十八)	(略)	一・二 (略)
(三十九)	(略)	三 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目
(四十)	(略)	四 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白質の有無の検査
(四十一)	(略)	五・六 (略)
(四十二)	(略)	一 (略)
		二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査
		三・四 (略)
		五 神経医学的検査
		六 (略)
		一 作業条件の調査
		二 (略)
		一・二 (略)
		三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
		四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定
		一 作業条件の調査
		二 (略)

(四十六)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略) 三 神経学的検査	(四十七)	(略)	(四十八)	(略)	(四十九)	メチルイソブチルケトン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(五十)	(略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査	(五十一)・(五十二)	(略)	(五十三)	(略)	一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査	(五十四)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 (略) 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物
(四十三)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略) 三 神経医学的検査	(四十四)	(略)	(四十五)	(略)	(新設)		(四十六)	(略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査	(四十七)・(四十八)	(略)	(四十九)	(略)	一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査	(五十)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 (略) 三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物

様式第二号（表面）を次のように改める。

様式第2号（第40条関係）（表面）

特定化学物質健康診断個人票

氏 名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男・女		
業 務 名					
健康診断の時期 (雇入れ・配置替え・定期)					
第 一 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	作業条件の簡易な調査の結果				
	既 往 歴				
	検 診 又 は 検 査 の 項 目				
	医師の診断及び第二次健康診断の要否				
	健康診断を実施した医師の氏名 (印)				
備 考					
第 二 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日				
	作業条件の調査の結果				
	検 診 又 は 検 査 の 項 目				
	医 師 の 診 断				
	健康診断を実施した医師の氏名 (印)				
備 考					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名 (印)					

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

基発0304第3号

令和2年3月4日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。）が令和2年3月3日に公布され、令和2年7月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添1のとおり、別紙関係事業者等団体の長あて傘下会員への周知等を依頼したので了知されたい。

記

1 改正の趣旨

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきている。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号。以下「四アルキル則」という。）

及び特化則について、別添2のとおり所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

特化則別表第3及び別表第4に定めるベンジジン、ベーターナフチルアミン及びジアニシジン等に係る特殊健康診断の項目の見直しに併せて、ベンジジン等の健康管理手帳及び健康診断実施報告書の様式について、所要の改正を行ったこと。（安衛則様式第8号（1）及び様式第9号（1）関係）

(2) 有機則の一部改正（改正省令第2条関係）

ア 有機溶剤に係る特殊健康診断の項目（有機則第29条関係）

有機溶剤について、労働者のばく露状況を確認するため、必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加すること。また、当該「作業条件の簡易な調査」の追加等により、引き起こす健康障害に係るスクリーニングが可能であることから、必須項目から「尿中の蛋白の有無の検査」を削除すること。追加された項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

（ア）「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

イ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存（有機則様式第3号関係）

アの特殊健康診断の項目の改正に伴い、有機溶剤等健康診断個人票について、所要の改正を行ったこと。

(3) 鉛則の一部改正（改正省令第3条関係）

ア 鉛に係る特殊健康診断の項目（鉛則第53条関係）

鉛について、労働者の物質へのばく露状況を確認するため、必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加すること。追加された項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

（ア）「作業条件の簡易な調査」については、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

イ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存（鉛則様式第2号関係）

アの特殊健康診断の項目の改正に伴い、鉛健康診断個人票について、所要の改正を行ったこと。

(4) 四アルキル鉛則の一部改正（改正省令第4条関係）

ア 四アルキル鉛に係る特殊健康診断（四アルキル鉛則第22条関係）

四アルキル鉛について、近年の医学的知見や四アルキル鉛の取扱量の減少等を踏まえ、特殊健康診断の主目的を、短期の大量のばく露による急性中毒の予防から、鉛と同様に長期的なばく露による健康障害の予防とすることとし、鉛則の特殊健康診断の項目と整合させること。これに併せて、特殊健康診断を実施する時期も「3月以内ごとに1回」から、「6月以内ごとに1回」とすること。なお、改正後の健康診断項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

（ア）必須項目（四アルキル鉛則第22条第1項関係）

- ① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。
- ② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。
- ③ 「四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査」とは、過去に四アルキル鉛によるいらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状のそれぞれがあったかどうかを調査することをいうこと。また、「既往の検査結果の調査」とは、過去の血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査の結果を調査することをいうこと。
- ④ 「いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の検査」

は、四アルキル鉛による生体影響等健康への影響を総合的に把握するうえで重要な検査である。この検査の結果は、医師が必要と認める場合の健康診断項目の実施や医師が必要でないと認める場合の健康診断の省略等の判断の際の重要な基準ともなるものであるので、すべての症状について、その有無を確認しなければならないものであること。

なお、適宜問診表を用いても差し支えないが、その際には医師による全症状にわたる十分な問診を行うべきものであること。

- ⑤ 第1項第5号及び第6号の検査のための血液・尿の採取及び保存については、平成元年8月22日付け基発第463号「有機溶剤中属予防規則第29条及び鉛中毒予防規則第53条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法並びに健康診断項目の省略の要件について」の3と同様であること。

(イ) 医師が必要でないと認めた場合に省略する検査の実施の要否の判断（四アルキル則第22条第2項関係）

医師の判断により健康診断項目を省略する場合には、平成元年8月22日付け基発第463号「有機溶剤中属予防規則第29条及び鉛中毒予防規則第53条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法並びに健康診断項目の省略の要件について」の4で示す鉛則の健診項目の省略と同様の方法で実施すること。

(ウ) 医師が必要と認める場合に追加する項目（四アルキル則第22条第3項関係）

- ① 「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。
- ② 「貧血検査」には、血色素量及び赤血球数の検査以外にヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等があること。
- ③ 「神経学的検査」には、筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等があること。

(エ) 「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断

四アルキル則第22条第3項に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定したが、それぞれの検査の実施の要否は、必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、既往の検査結果の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、血液中の鉛の量の検査、尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査）の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、医師が判断

すること。また、この場合の「医師」は、主に、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

- イ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存（四アルキル則様式第2号関係）
アの特殊健康診断の項目の改正に伴い、四アルキル鉛健康診断個人票について、所要の改正を行ったこと。
- ウ 特殊健康診断の結果の報告（四アルキル則様式第3号関係）
アの特殊健康診断の項目の改正に伴い、四アルキル鉛健康診断結果報告書について、所要の改正を行ったこと。

（5）特化則の一部改正（改正省令第5条関係）

- ア 特殊健康診断の項目（特化則別表第3（いわゆる「一次健康診断」）及び別表第4（いわゆる「二次健康診断」）関係）

改正の概要については次のとおりであり、特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に常時従事する労働者（以下「業務従事労働者」という。）及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの（以下「配置転換後労働者」という。）に対する特殊健康診断の項目は別添2のとおりであること。

- （ア）ベンジジン及びその塩等の尿路系の障害と関係のある化学物質（11物質）に係る特殊健康診断の項目について

ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、オルトトリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩については、ヒトに対して尿路系の障害（腫瘍等）を引き起こす可能性が指摘されている。これらの化学物質に係る特殊健康診断の項目について、同じくヒトに対して尿路系の障害（腫瘍等）を引き起こす可能性が指摘されているオルトトルイジン等に係る特殊健康診断の項目と整合等させたこと。また、ベンジジン及びその塩等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（２）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化則別表３及び別表４に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

- ③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。
このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。
- ⑧ 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（４）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ⑨ 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。

なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、

造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

- ⑩ 「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、当該化学物質による溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等の血液学的異常を把握するための検査であること。

なお、これらの症状は急性のものであることから、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- (イ) トリクロロエチレン等の特別有機溶剤（9物質）に係る特殊健康診断の項目について

発がん等に関係する有機溶剤として、平成26年11月に特別有機溶剤に位置づけられたクロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンについては、物質によってがん等の発生部位が異なる等の理由により、特殊健康診断の項目の見直しが行われていなかったが、今般、発がんリスクや物質の特性に応じた特殊健康診断の項目に見直すこと。

トリクロロエチレンについては、ヒトに対して腎臓がん、肝胆道系がん、造血器がん等を引き起こす可能性が指摘されているため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタンについては、ヒトに対して肝胆道系がん等を引き起こす可能性が指摘されているため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

テトラクロロエチレンについては、ヒトに対して尿路系の障害（腫瘍等）等を引き起こす可能性が指摘されているため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

スチレンについては、ヒトに対して造血器がん、聴力の異常、色覚の異常等を引き起こす可能性が指摘されているため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

クロロホルム、1, 4-ジオキサン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトンについては、動物実験により発がんに係る知見はあるが、比較的高濃度ばく露によるものであり、ヒトに関する発がんの知見は十分ではないため、発がん以外のその他の健康リスクの可能性が指摘されていることを踏まえて、項目を追加する等の改正を

行ったこと。

また、トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（４）ア（ア）①）と同様であること。
- ② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（２）ア（ア））と同様であること。
- ③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- ⑥ 「血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。
- ⑦ 「尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定」は、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによるばく露状況を評価するための検査であること。
- ⑧ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑨ 「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。
- ⑩ 「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」は、スチレンによるばく露状況を評価するための検査であること。
- ⑪ 「尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定」は、メチルイソブチ

ルケトンによるばく露状況を評価するための検査であること。

- ⑫ 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（４）ア（ウ）①）と同様であること。
- ⑬ 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。
- ⑭ 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。
- ⑮ 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。
- ⑯ 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ⑰ 「血液像その他の血液に関する精密検査」は、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。
- ⑱ 「CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン又はトリクロロエチレンによる肝胆道系がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ⑲ 「特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいい、「核磁気共鳴画像診断装置による画像検査」はMRIによる検査等をいうこと。

- ⑳ 「腹部の超音波検査等の画像検査」は、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタンによる肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、核磁気共鳴画像検査（MRI）、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。
- ㉑ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、テトラクロロエチレンによる尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。
- ㉒ 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、テトラクロロエチレンによる尿路系腫瘍を把握するための検査であること。

なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のもの

と硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

②③ 「聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査」は、スチレンによる聴力の異常を評価するための検査であること。

②④ 「色覚検査等の眼科学的検査」は、スチレンによる色覚の異常を評価するための検査であること。

②⑤ 「赤血球数等の赤血球系の血液検査」は、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタンによる血液学的異常を評価するための検査であること。

(ウ) カドミウム又はその化合物に係る特殊健康診断の項目について

カドミウム又はその化合物については、ヒトに対して肺がんを引き起こす可能性が指摘されたため、また、腎機能障害を予防・早期発見するため、項目を追加する等の改正を行ったこと。また、カドミウム又はその化合物の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（４）ア（ア）①）と同様であること。

② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（２）ア（ア））と同様であること。

③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

⑤ 「血中のカドミウムの量の測定」、「尿中のベータ２-ミクログロブリンの量の測定」、「尿中のカドミウムの量の測定」、「尿中のアルファ１-ミクログロブリンの量の測定」及び「N-アセチルグルコサミニダーゼの量の測定」は、カドミウムによるばく露状況の評価するための検査であること。

⑥ 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（４）ア（ウ）①）と同様であること。

⑦ 「腎機能検査」は、カドミウムによる腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

- ⑧ 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、肺がん等を評価する検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

- ⑨ 「肺換気能検査」は、呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合に行う、呼吸器系の障害（腫瘍等）を把握するための検査であること。

(エ) その他、横断的に見直した特殊健康診断の項目

特化則において業務従事労働者に対する特殊健康診断の実施が義務づけられている全ての化学物質（以下、「全ての化学物質」という。）について、一次健康診断の項目に「作業条件の簡易な調査」、二次健康診断の項目に「作業条件の調査」を設定したこと。なお、シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウムについては、二次健康診断が設定されていないことから、引き続き、一次健康診断において「作業条件の調査」を実施すること。また、これまで、一次健康診断の「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」並びに二次健康診断の「作業条件の調査」を業務従事労働者及び配置転換後労働者に対して実施する化学物質と、業務従事労働者のみに対して実施する化学物質が混在していたところ、全ての化学物質について、一次健康診断の「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」並びに二次健康診断の「作業条件の調査」を業務従事労働者のみに対して実施することとして整合させたこと。

塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、オーラミン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、パラニトロクロルベンゼン、弗化水素、ペンタクロルフェノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩、硫酸ジメチル、ニトログリコールについては、職業ばく露による肝機能障害リスクの報告がないことから、「尿中ウロビリノーゲン検査」等の肝機能検査の項目を削除したこと。ただし、このうち塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、ニトログリコール、パラニトロクロルベンゼン、ペンタクロルフェノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩については、一般的には高濃度の職業ばく露は想定しにくいものの、その場合に肝機能障害のリスクがあると指摘があることから、引き続き、二次健康診断で医師が必要と認める場合に「肝機能検査」を実施することとしたこと。

ニトログリコールについては、ばく露による腎機能障害リスクの報告がないことから、「尿中の蛋白の有無の検査」を削除したこと。

ベンゼン等、ニトログリコール、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、パラニトロクロルベンゼン、弗化水素については、赤血球系の血液検査の例示に、近年、臨床の現場であまり実施されていない全血比重の検査が含まれていたため、全血比重の検査を例示から削除したこと。また、ニトログリコールについては、一次健康診断の赤血球系の血液検査において全血比重の検査を実施することが想定されており、その結果に基づいて、二次健康診断でその他の赤血球系の血液検査を実施することとしていたところ、一次健康診断においてもその他の赤血球系の血液検査が実施できることから、二次健康診断の赤血球系の血液検査の項目を削除したこと。

イ 「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断

一次健康診断又は二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定しているが、それぞれの検査の実施の要否は、次に掲げる項目により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、主に、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

① 一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

一次健康診断における業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。

② 二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

一次健康診断の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。

ウ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存（特化則様式第2号関係）

アの特殊健康診断の項目の改正に伴い、特定化学物質健康診断個人票について、所要の改正を行ったこと。

（6）施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、令和2年7月1日から施行することとしたこと。

（7）経過措置（改正省令附則第2条及び第3条関係）

ア 報告に関する経過措置（改正省令附則第2条第1項関係）

改正省令の施行の際現に存する、改正省令による改正前の省令（以下「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、改正省令による改正後の省令の規定による報告とみなす。

イ 様式に関する経過措置（改正省令附則第2条第2項関係）

改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができることとしたこと。

具体的には、以下の内容があること。

- ① 令和2年7月1日（以下「施行日」という。）以前に実施した特殊健康診断について、旧省令に定める健康診断個人票を使用できること。
- ② 施行日前に実施した四アルキル鉛健康診断について、労働基準監督署への報告に当たっては、旧省令に定める四アルキル鉛健康診断結果報告書を使用できること。
- ③ 施行日前に交付した健康管理手帳について、施行日後も使用できること。

ウ 罰則の適用に関する経過措置（改正省令附則第3条関係）

改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

（ 時間／日）

（ 日／週）

2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

- ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
- ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

- ・ 常に使用している
- ・ 時々使用している
- ・ 設置されていない

4) 保護具を使用していますか？

- ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
- ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
- ・ 使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

- ・ あった
- ・ なかった
- ・ わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。